

○津山市地域交流センター条例

平成19年3月22日

津山市条例第19号

改正 平成25年3月19日条例第15号

平成25年12月25日条例第54号

平成27年7月7日条例第34号

平成29年6月27日条例第19号

平成30年6月26日条例第20号

平成31年3月19日条例第14号

(目的及び設置)

第1条 本市の中心市街地における都市機能の充実と商業の振興を図るため、広域交流の拠点として、津山市地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、津山市新魚町17番地に置く。

(業務)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広域交流の場としての施設の提供に関すること。
- (2) 商業振興に資する展示施設の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が適当と認める事業への施設の提供に関すること。

(センターの管理)

第4条 センターの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第6条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第10条まで、第12条から第14条まで、第16条、第17条及び第20条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第9条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1及び別表第2の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、別表第1の規定により算定したものにあっては利用許可と同時に、別表第2の規定により算定したものにあっては利用後直ちに納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第11条 市長は、センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第14条 利用者は、センターの利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第16条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第18条 利用者その他の施設を利用する者(第21条において「利用者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為

(2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第19条 利用者は、センターの利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、センターの利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第16条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第21条 利用者等は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月19日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月25日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市地域交流センター条例別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年7月7日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市地域交流センター条例別表第1の規定及び別表第2の規定は、平成27年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (平成29年6月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年6月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月19日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津山市地域交流センター条例別表第1の規定及び別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第10条・第11条関係）

施設名	区分		金額	
			営利又は宣伝を目的 としない場合	営利又は宣伝を目的 とする場合
多目的スペース1	1時間につき		1,350円	2,030円
	全日		9,060円	13,590円
多目的スペース2	1時間につき		560円	840円
	全日		3,390円	5,090円
多目的スペース3	1時間につき		830円	1,240円
	全日		5,010円	7,520円
厨房	1時間につき		900円	1,350円
	全日		5,660円	8,490円
研修室A	1時間につき		400円	600円
研修室B	1時間につき		400円	600円
研修室C	1時間につき		400円	600円
研修室D	1時間につき		400円	600円
研修室E	1時間につき		270円	400円
研修室F	1時間につき		270円	400円
研修室G	1時間につき		400円	600円
研修室F・G（1室として利用する場合）	1時間につき		680円	1,000円
	全日		4,250円	6,240円
アートギャラリー1	平日	全日	8,420円	8,420円
	その他	全日	16,840円	16,840円
	1週間につき		54,010円	54,010円
アートギャラリー2	平日	全日	6,490円	6,490円
	その他	全日	12,980円	12,980円
	1週間につき		39,650円	39,650円
アートギャラリー3	平日	全日	1,780円	1,780円
	その他	全日	3,560円	3,560円
	1週間につき		11,420円	11,420円

備考 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。

別表第2（第10条・第11条関係）

設備・器具名	単位	1回の金額	
		営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合
ビデオプロジェクター（スクリーンを含む。）	1式	1,690円	2,530円
大型テレビ（DVD・VHSプレーヤーを含む。）	1式	1,690円	2,530円
ポータブル・アンプ（ワイヤレスマイクを含む。）	1式	560円	840円
ホワイトボード	1台	220円	330円
クロスパネル	1枚	220円	330円
スクリーン	1台	330円	490円